

## 《埼玉県土砂条例※に基づく手続きについて》

農地改良や開発、太陽光パネル設置に伴う造成などで、土砂を用いて土地を埋め立てたり盛土を行ったりする場合や、ストックヤード等を設置する場合は、埼玉県土砂条例に基づく手続きが必要です。  
事前に環境管理事務所にご相談ください。



埼玉県のマスコット コバトン

※ 正式名称：「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」

### 手続きが必要な行為

埼玉県内で500m<sup>3</sup>以上の量の土砂を排出する場合 →土砂の排出届

- 「土砂の排出」とは、建設工事の現場やストックヤード等の区域からそれ以外の区域へ（県内外問わず）土砂を運び出すことをいいます。
- 建設工事現場から排出する場合は20日前までに、ストックヤード等から排出する場合は10日前までに届出が必要です。

埼玉県内で3,000m<sup>2</sup>以上の面積に土砂を堆積する場合 →土砂の堆積許可

- 「土砂のたい積」とは、山間部の谷地を埋め立てる行為、農地や宅地の造成などで土地を埋め立てる又は盛土を行う行為（整地等の行為も含む。）、ストックヤードなどで土砂を堆積している行為等を行います。
- 一時的に堆積する場合も「土砂のたい積」に含まれます。
- 同じ事業地内で、土砂を単に分けて堆積する場合も、堆積面積を合計して3,000m<sup>2</sup>以上であれば許可の対象となります。
- 他法令（森林法、都市計画法等）の許可等に基づく土砂の堆積については、届出をすることにより許可が不要となる場合があります。
- 無許可で堆積を行った場合、罰則（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）が科せられることがあります。

### 窓口

土砂の発生場所または土砂を堆積する区域を管轄する環境管理事務所（裏面参照）

- さいたま市、川越市、川口市、越谷市、桶川市、毛呂山町、嵐山町及び鳩山町の区域での土砂の堆積については県の土砂条例の適用除外となっていますので、それぞれの市町で手続きを行ってください。
- 3,000m<sup>2</sup>未満であっても、市町村の条例等による手続きが必要な場合がありますので、市町村の土砂担当課にご確認ください。

※太陽光パネル設置に伴う造成など土地利用の形態等を問わず、土砂を用いて土地を埋め立てたり盛土を行ったりする場合は、土砂に関する県条例又は市町村条例等による手続きが必要な場合がありますので、事前に環境管理事務所及び市町村の土砂担当課に御相談ください。

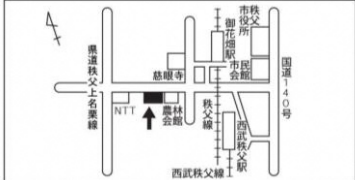
# 環境管理事務所

はここにあります

身近な環境問題でお気付きの点がありましたら、お気軽にご相談ください。

## ● 埼玉県秩父環境管理事務所

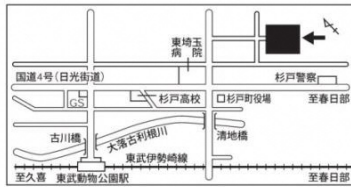
〒368-0042 秩父市東町 29-20(秩父地方庁舎内)  
電話 0490(23)1511 FAX0494(23)6679



秩父鉄道御花畑駅・西武秩父線西武秩父駅徒歩 5 分

## ● 埼玉県東部環境管理事務所

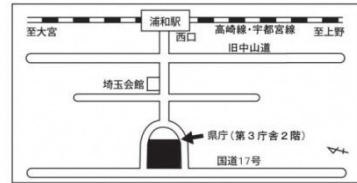
〒345-0025 杉戸町清地 5-4-10  
電話 0480(34)4011 FAX0480(34)4785



東武伊勢崎線東武動物公園駅徒歩 20 分

## ● 環境部産業廃棄物指導課

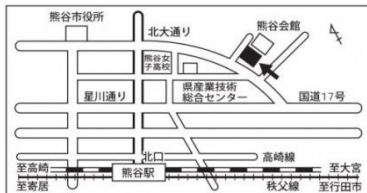
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1  
(第 3 庁舎 2 階)  
電話 048(830)3135 FAX048(830)4774



高崎線・宇都宮線浦和駅徒歩 10 分

## ● 埼玉県北部環境管理事務所

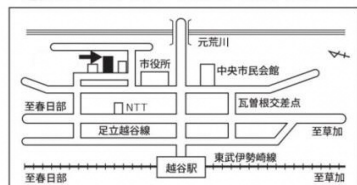
〒360-0031 熊谷市末広 3-9-1(熊谷地方庁舎内)  
電話 048(523)2800 FAX048(526)3949



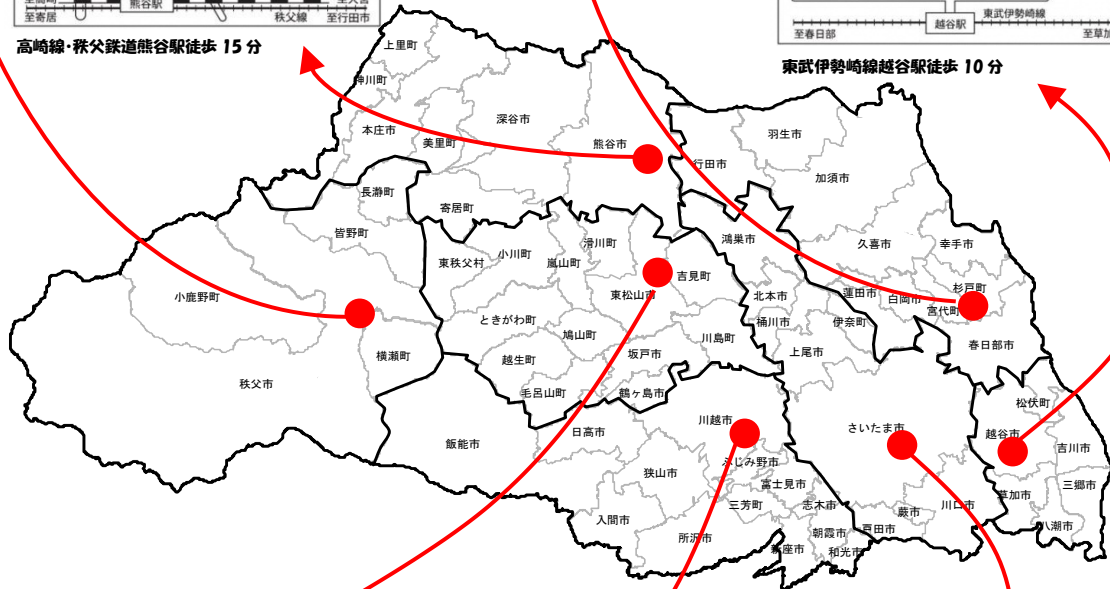
高崎線・秩父鉄道熊谷駅徒歩 15 分

## ● 埼玉県越谷環境管理事務所

〒343-0813 越谷市越ヶ谷 4-2-82  
(埼玉県越谷合同庁舎内)  
電話 048(966)2311 FAX048(966)5600



東武伊勢崎線越谷駅徒歩 10 分



## ● 埼玉県東松山環境管理事務所

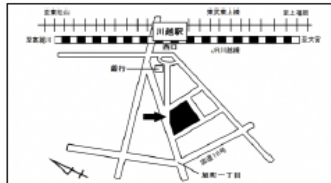
〒355-0024 東松山市六軒町 5-1(東松山地方庁舎内)  
電話 0493(23)4050 FAX0493(23)4114



東武東上線・東松山駅徒歩 20 分

## ● 埼玉県西部環境管理事務所

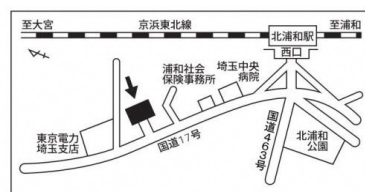
〒350-1124 川越市新宿町 1-17-17  
(ウエスト川越公共施設棟 4 階)  
電話 049(244)1250 FAX049(246)7885



川越線・東武東上線川越駅徒歩 5 分

## ● 埼玉県中央環境管理事務所

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5  
(浦和合同庁舎内)  
電話 048(822)5199 FAX048(822)5139



京浜東北線北浦和駅徒歩 10 分



埼玉県のマスコット さいたまっち

埼玉県ホームページ (土砂の排出、たい積等の規制)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0506/sanpai-zando.html>